

教育本部内規

- 1 本連盟規約第34条第3項の規定および業務運営要項第11の規定に基づき、教育本部内規を定める。
- 2 業務運営要項第7に規定された業務は、次の部が担当し、これを処理する。
 - (1) 総務・研修部
 - 1) 教育本部の予算及びその執行と精算に関すること。
 - 2) 教育本部の事業計画に関すること。
 - 3) 教育本部の会議及び連絡調整に関すること。
 - 4) 教育本部の広報に関すること。
 - 5) 文書や記録の整理保存に関すること。
 - 6) 教育本部の物品管理に関すること。
 - 7) 教育本部研修会及び指導者研修会に関すること。
 - 8) 公認検定員クリニックに関すること。
 - 9) スキーの指導普及に関すること。
 - 10) 総務・研修部の行事及び予算に関すること。
 - 11) 各部に属さない教育本部所管事項に関すること。
 - (2) 検定・養成・スノーボード部
 - 1) スキー準指導員検定に関すること。
 - 2) 公認検定員の検定に関すること。
 - 3) スキーバッジテストに関すること。
 - 4) 公認検定員の資格に関すること。
 - 5) スキー指導者の育成及び強化に関すること。
 - 6) スキー指導員、準指導員の受検者資格等の実施に関すること。
 - 7) スノーボード準指導員検定に関すること。
 - 8) スノーボード技術選手権大会に関すること。
 - 9) スノーボード指導者研修会に関すること。
 - 10) スノーボード指導者の育成及び強化に関すること。
 - 11) スノーボードの指導普及に関すること。
 - 12) スノーボードのバッジテストに関すること。
 - 13) スノーボードの技術強化に関すること。
 - 14) 検定・養成・スノーボード部の行事及び予算に関すること。
 - 15) その他、検定・養成・スノーボードに関すること。
 - (3) 大会・技術強化・安全対策部
 - 1) スキー技術選手権大会に関すること。
 - 2) スキーの技術強化に関すること。
 - 3) 技術員の選出・育成及び活動に関すること。
 - 4) 公認スキーパトロールの育成指導に関すること。

- 5) 公認スキーパトロールの研修及び検定資格に関する事。
 - 6) 指導員、準指導員の受検者資格等の実施に関する事。
 - 7) スキー及びスノーボードの傷害防止の調査研究に関する事。
 - 8) 傷害保険等の啓発に関する事。
 - 9) 大会・技術強化・安全対策部の行事及び予算に関する事。
 - 10) その他、大会・技術強化・安全対策に関する事。
- 3 教育本部は、担当理事及び部を担当する部員をもって構成する。
- 4 教育本部の会議は、本部長が召集し、必要に応じて会長、副会長、理事長及び専門部関係者の出席を要請する。

(附則)

- 1 この内規は、昭和49年10月5日から執行する。
- 2 平成8年11月16日一部改正
- 3 平成16年10月30日一部改正
- 4 平成19年10月27日一部改正
- 5 平成22年10月23日一部改正
- 6 令和3年6月26日一部改正